

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月31日

【会社名】 カンロ株式会社

【英訳名】 KANRO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 戸名 厚

【本店の所在の場所】 東京都中野区新井2丁目10番11号

【電話番号】 03(3385)8811 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員管理担当兼管理本部長 武井 実

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区新井2丁目10番11号

【電話番号】 03(3385)8811 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員管理担当兼管理本部長 武井 実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額108,784,920円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年3月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

戸名厚、武井実、西村一之、黒田幸徳、宮下修の5氏を取締役に選任するもの。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される中原靖生氏、村上和夫氏の両氏に対し、その任期中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準により、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期及び方法などは、取締役会に一任するもの。

また、執行役員制度の導入に伴い、取締役を退任し、執行役員に就任予定の須藤智明氏、羽田英之氏の両氏に対し、その任期中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準により、退職慰労金を贈呈することとし、支給の時期については、両氏の執行役員の退任の時とし、その具体的な金額、方法などは、取締役会に一任するもの。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成8年3月28日開催の第46期定時株主総会において、取締役の報酬額を月額18百万円以内と承認され今日に至っているが、今般の執行役員制度導入に伴う取締役の員数減少に伴い、取締役の報酬額を月額12百万円以内（うち社外取締役30万円）に改定するもの。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	14,212	13	0	(注) 1	可決 94.25
第2号議案 取締役5名選任の件					
戸名 厚	14,123	102	0	(注) 2	可決 93.66
武井 実	14,204	21	0		可決 94.20
西村一之	14,205	20	0		可決 94.20
黒田幸徳	14,205	20	0		可決 94.20
宮下 修	14,200	25	0		可決 94.17
第3号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	14,178	47	0	(注) 1	可決 94.02
第4号議案 取締役の報酬額改定 の件	14,199	26	0	(注) 1	可決 94.16

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。